

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月26日京都市条例第44号）（行財政局財政部財政課）

市長の附属機関として、新たに京都市持続可能な行財政審議会を設置し、その担任する事務、委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 2京都市ネーミングライツ審査委員会の項の次に京都市持続可能な行財政審議会を加え、その担任する事務、委員の定数及び任期を次のように決めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市持続可能な行財政審議会	持続可能な行財政の確立に向けた歳入及び歳出の構造等の改革に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1 年

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第44号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 2京都市ネーミングライツ審査委員会の項を次のように改める。

京都市ネーミングライツ審査委員会	ネーミングライツ（本市の施設等の通称を命名する権利をいう。）を付与する契約の相手方及び命名する通称の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2年
京都市持続可能な行財政審議会	持続可能な行財政の確立に向けた歳入及び歳出の構造等の改革に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局財政部財政課)